

毎週火、金曜日発行(但休日に当りしきは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目次  
◇条例 地方自治法第八条の規定の施行に関する条例の一部改正

## 条 例

地方自治法第八条の規定の施行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十一年三月五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

### 鳥取県条例第一号

地方自治法第八条の規定の施行に関する条例の一部を改正する条例。

地方自治法第八条の規定の施行に関する条例(昭和二

十三年二月鳥取県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

前項各号の都市的施設及び都市としての要件の一部を具えていなくても、近くその要件が具えられる見込が確実であるときは、これを市とすることができ。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。